

## はじめに

この報告書は、令和2年10月1日現在で行われた令和2年国勢調査の集計結果から、山形県の人口・世帯数及び世帯の構成、人口の移動状況などに関する事項について取りまとめたものです。

国勢調査は、日本に住むすべての人を対象に、国内の人口・世帯等の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査で、大正9年からほぼ5年ごとに実施されております。令和2年調査は21回目に当たり、実施100年の節目となる調査でした。

今回の調査結果では、本県において、大正9年の調査開始以来初めて全市町村において人口が減少したほか、過去最大の人口減少率、少子・高齢化の進行、世帯規模の縮小、高齢者世帯の増加などが明らかになったところです。

県では、令和2年3月に策定した「第4次山形県総合発展計画」に基づき、人口減少に対応した取組みとともに、人口減少を抑制する取組みを強化し、活力ある地域社会づくりを進めてまいります。

本報告書が、各種行政施策の企画・立案、学術研究、企業活動など各方面において広く御活用いただければ幸いです。

おわりに、令和2年国勢調査に多大な御理解、御協力をいただきました県民の皆様と調査事務に御尽力をいただきました市町村関係者、指導員、統計調査員及び関係各位に心から感謝申し上げます。

今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年5月

山形県みらい企画創造部長

岡 本 泰 輔

令和2年国勢調査  
人口等基本集計報告書  
－ 目 次 －

## 利用上の注意

1

## 令和2年国勢調査結果の概要

<b>1 人口</b>	
(1) 県人口	14
(2) 地域別人口	16
(3) 市町村別人口	17
(4) 市部・郡部別人口	19
(5) 人口集中地区人口	20
<b>2 年齢別人口</b>	
(1) 人口ピラミッド	21
(2) 若年層の人口	23
(3) 年齢3区分別人口	24
(4) 年齢構成指数	27
(5) 平均年齢	28
<b>3 配偶関係</b>	29
<b>4 世帯</b>	
(1) 世帯数・世帯人員	32
(2) 世帯の家族類型	34
(3) 高齢者世帯	39
<b>5 住宅</b>	
(1) 居住状況	40
(2) 住宅の建て方状況	42
<b>6 外国人</b>	43
<b>7 人口の移動状況</b>	
(1) 5年前の常住地別人口	45
(2) 年齢別移動人口	45
(3) 他都道府県との移動状況	47
(4) 市町村における移動状況	50
(5) 市町村間の移動状況	52
(6) 他地域との移動状況	53

## 統計表 I

第1表	人口、人口増減、面積及び人口密度	56
第2表	男女別人口、世帯数	57
第3表	年次別人口	58
第4表	世帯数の推移（総数）	60
第5表	世帯数の推移（一般世帯）	61
第6表	世帯数の推移（施設等の世帯）	62
第7表	年齢、男女別人口	63
第8-1表	人口集中地区人口の推移	99
第8-2表	人口集中地区面積の推移	101
第9表	配偶関係	103
第10表	世帯人員	105
第11表	世帯の家族類型	107
第12表	外国人	123
第13表	市町村間移動（クロス表）	125

## 統計表 II

## 第1表 主要統計表

(全国、都道府県ランキング)

① 人口	
② 人口増加数	130
③ 人口増加率	
④ 世帯数	
⑤ 世帯人員	131
⑥ 1世帯あたり人員	
⑦ 面積	
⑧ 人口密度	
⑨ 平均年齢	132
⑩ 年齢中位数	
⑪ 性比	
⑫ 年齢(3区分)別人口	133
⑬ 年齢(3区分)別人口割合	
⑭ 人口指数	
⑮ 年齢別人口(その2) [75歳以上、85歳以上]	134
⑯ 年齢別人口割合 [75歳以上、85歳以上]	
⑰ 配偶関係	135
⑱ 世帯の家族類型	138
⑲ 65歳以上の高齢者が いる一般世帯	140
⑳ 住宅の状況	141
㉑ 外国人人口	142
㉒ 現住都道府県による5年前の 常住地	143

## 第2表 主要統計表

(県、市部・郡部、地域別、市町村ランキング)

① 人口	
② 人口増加数	144
③ 人口増加率	
④ 世帯数	
⑤ 世帯人員	145
⑥ 1世帯あたり人員	
⑦ 面積	
⑧ 人口密度	
⑨ 平均年齢	146
⑩ 年齢中位数	
⑪ 性比	
⑫ 年齢(3区分)別人口	147
⑬ 年齢(3区分)別人口割合	
⑭ 人口指数	
⑮ 年齢別人口(その2) [75歳以上、85歳以上]	148
⑯ 年齢別人口割合 [75歳以上、85歳以上]	
⑰ 配偶関係	149
⑱ 世帯の家族類型	152
⑲ 65歳以上の高齢者が いる一般世帯	154
⑳ 住宅の状況	155

巻末資料 国勢調査の結果からみた山形県のすがた  
(全国結果、都道府県との比較)

① 人口総数	158	⑩ 単独世帯率	
② 人口増加率		⑪ 核家族率	162
③ 総世帯数	159	⑫ 3世代同居率	
④ 1世帯当たり人員		⑬ 65歳以上の高齢者がいる世帯 の割合	
⑤ 年少人口割合		⑭ 65歳以上世帯員の単独世帯の 割合	163
⑥ 生産年齢人口割合	160	⑮ 夫65歳以上、妻60歳以上の夫 婦のみの世帯の割合	
⑦ 老年人口割合		⑯ 持ち家率	164
⑧ 未婚率	161		
⑨ 有配偶率			

## 付録

令和2年国勢調査の概要	165
令和2年国勢調査調査票	169

# 利 用 上 の 注 意

## 1 利用上の注意

- (1) 本報告書（以下「本書」という。）は、令和2年10月1日現在で行われた令和2年国勢調査について、総務省統計局から公表された「人口等基本集計」及び「移動人口の男女・年齢等集計」から、本県分について取りまとめたものです。
- (2) 特にことわりのない各年次及びその数値は、各年の国勢調査及びその数値です。
- (3) 小数点以下の数値は四捨五入して表示しているため、個々の数値を合算して得た数値とは必ずしも一致しません。また、分類不能も総数に含まれるため各項目の計が総合計と一致しない場合があります。
- (4) 掲載した各種割合は、特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出しています。
- (5) 増減率や割合の順位は、四捨五入前の数値で算出しています。
- (6) 使用記号は次のとおりです。

「－」は該当数字がないもの、「0.0」は単位未満の数

「△」は負数

- (7) 市町村合併について

- ① 県内の市町村合併状況（令和2年10月1日現在）

新市町名	合併期日	旧市町村名
庄内町	平成17年7月1日	立川町、余目町
鶴岡市	平成17年10月1日	鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町
酒田市	平成17年11月1日	酒田市、八幡町、松山町、平田町

- ② 合併市町村の取扱い

令和2年国勢調査の集計結果の表章は、合併後の市町村の境域に基づいており、各年の比較の際は、令和2年10月1日現在の市町村単位に組替えています。

なお、一部、旧市町村での比較も行っています。

- (8) 本書における地域区分は次のとおりです。

区 分	市 町 村 名
村山地域	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町
最上地域	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
置賜地域	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
庄内地域	鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

## 2 用語の解説

### 人 口

国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在の「常住人口」です。

常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

また、日本国内に常住する外国人は、基本的に調査の対象としていますが、外国政府の外交使

節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族並びに外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の対象から除外しています。

※ 昭和 25 年以前の人口の定義については、本書 11 ページに記載のユーザーズガイドから参照してください。

## 面積と人口密度

統計表に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した「令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調」によります。

人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出されています。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において算出したものです。

## 人口性比

「人口性比」とは、女性 100 人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

## 年齢・平均年齢・年齢中位数

### (1) 年齢

「年齢」は、令和 2 年 9 月 30 日現在の満年齢を基に集計しています。なお、令和 2 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳としています。

### (2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\sum (\text{年齢 (各歳)} \times \text{各歳別人口})}{\text{各歳別人口の合計 (年齢「不詳」を除く。)}} + 0.5$$

#### ※ 平均年齢に 0.5 を加える理由

国勢調査では、9 月 30 日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに 1 歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。

つまり、9 月 30 日現在で X 歳と 0 日の人も、X 歳と 364 日の人も同じ X 歳として集計しています。

そこで、平均年齢を算出する際、X 歳と 0 日から 364 日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5 歳）を加えているものです。

### (3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を 2 等分する境界点にある年齢のことをいいます。

### (4) 主な指数の算出方法等

#### 年齢 3 区分人口

年少人口	…	15 歳未満人口
生産年齢人口	…	15～64 歳人口
老年人口	…	65 歳以上人口

#### 年齢 3 区分人口割合

年少人口割合	…	総数に占める年少人口の割合
生産年齢人口割合	…	総数に占める生産年齢人口の割合
老年人口割合	…	総数に占める老年人口の割合

$$\begin{aligned} \text{年少人口指数} &= \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100 \\ \text{老年人口指数} &= \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100 \\ \text{従属人口指数} &= \frac{(\text{年少人口} + \text{老年人口})}{\text{生産年齢人口}} \times 100 \\ \text{老年化指数} &= \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100 \end{aligned}$$

## 人口集中地区

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

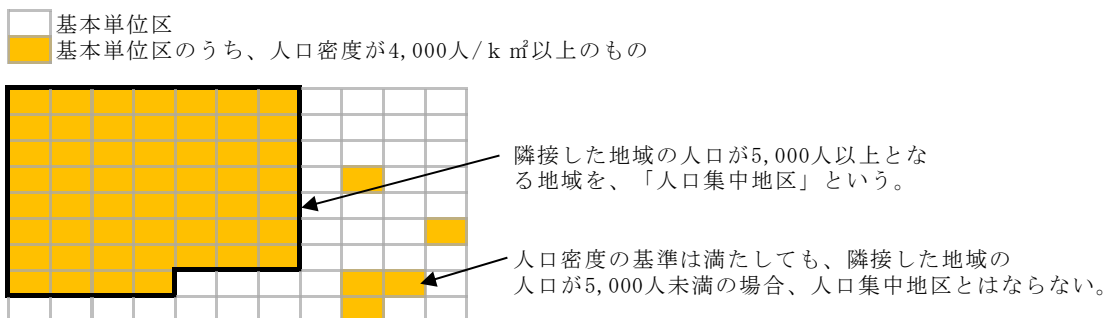
なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、7年調査からは基本単位区（本ページ下記参考）を基にしています。

### 人口集中地区を設定した経緯

- 1 昭和28年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになりました。
- 2 市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきました。
- 3 昭和35年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにしました。
- 4 地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されています。

### <人口集中地区の概念図>



### <参考>

「基本単位区」は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁・字等など）についての結果を利用

きるようにするために、平成2年調査の際に導入した地域単位です。これを表す基本単位区番号は、4桁の町字コードと5桁の基本単位区コードから構成されています。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としています。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって区分けされた区域を基本単位区の区画としています。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されています。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

- (1) 未婚 まだ結婚したことのない者
- (2) 有配偶 届出の有無に関係なく、配偶者のある者
- (3) 死別 配偶者と死別して独身の者
- (4) 離別 配偶者と離別して独身の者

## 国籍

国籍を「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のとおりです。

- (1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」
- (2) 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国

## 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

(昭和60年以降の調査)

区 分	内 容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位:棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位:棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位:棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位:中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位:建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位:一人一人)

※ 昭和55年以前の詳細な定義については、本書11ページに記載のユーザーズガイドから参照してください。

<参考 世帯の定義の変遷:大正9年～令和2年>

区 分	大正9年 ～昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年 ～50年	昭和55年	昭和60年以降
単 独 世 帯 の 世 帯 主	普通世帯	一人の準世帯	普通世帯		普通(単独)世帯	一般世帯
二人以上の普通世帯の世帯主 世帯主の親族 単身の同居人 単身の住み込みの家事使用人	普通世帯					一般世帯
単身の住み込み み営業使用人	5人以下の場合	雇 主 の 普 通 世 帯		雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の一般世帯
	6人以上の場合			まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>		
素人下宿の 単身の下宿人	1人だけの場合	下 宿 主 の 普 通 世 帯	一 人 の 準 世 帯			一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>	一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯
間借り自炊 する単身者	1人だけの場合	間借主とは 別の普通世帯	一 人 の 準 世 帯			一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>	一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯
下宿屋に下宿している単身者	まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>		一人一人を一つの準世帯		一人一人を一つの一般世帯	
会社などの独身寮(寄宿舎)	まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>			一人一人を一つの準世帯	一人一人を一つの一般世帯	
学 校 の 寄 宿 舎 病 院 ・ 療 養 所 社 会 施 設 船 舶 旧軍隊・旧警察予備隊・自衛隊 矯 正 施 設	まとめて一つの準世帯 <sup>1)</sup>					まとめて一つの施設等の世帯 <sup>1)</sup>

1) 「まとめて一つ」とは、個々の準世帯及び施設等の世帯において住居、棟などにまとめるという意味です。

なお、昭和60年以降の調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、55年調査での普通世帯、準世帯との対応関係は以下のとおりです。

<一般世帯、施設等の世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係>

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普通世帯	○ 住居と生計を共にしている人の集まり ○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準世帯	○ 間借り・下宿などの単身者 ○ 会社などの独身寮の単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ○ 病院・療養所の入院者 ○ 社会施設の入所者 ○ 自衛隊営舎内居住者 ○ 矯正施設の入所者 ○ その他

**世帯主・世帯人員**

- (1) 世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によつていいます。
- (2) 世帯人員とは、世帯を構成する人（世帯員）の数をいいます。



## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
A親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C単独世帯	世帯人員が一人の世帯
D世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
II 核家族以外の世帯	(5) 夫婦と両親から成る世帯 1 夫婦と夫の両親から成る世帯 2 夫婦と妻の両親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯 1 夫婦と夫のひとり親から成る世帯 2 夫婦と妻のひとり親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 <sup>1)</sup> 1 夫婦、子供と夫の両親から成る世帯 2 夫婦、子供と妻の両親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 <sup>1)</sup> 1 夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯 2 夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 1 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 <sup>1)</sup> 1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

### 《注意点》

令和2年国勢調査の集計に用いられる「子供」の定義は複数あり、以下のとおり表章しています。

表 章 名	内 容
子供	親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続き柄の世帯員
子供 ※母（父）子世帯	母（父）子世帯の場合は、女（男）親からみた「子」にあたる続き柄の20歳未満の世帯員

同居児	「母」である世帯員と同居している 20 歳以下の世帯員
子 ※世帯主との続き柄	「世帯主又は代表者」とした人からみた続き柄において、「子」にあたる続き柄の世帯員（実子のほか、養子も含む）
子 ※子（親）との同居・非同居	「親」である世帯員と同居している世帯員
子供（未婚の親族）	未婚の親族（ただし、世帯内の「最高齢の世代」及び「他の親族」の世帯員を除く） 注）平成 27 年までは、「最高齢の世代」及び「他の親族」の世帯員を含む。

### 3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代で構成する世帯は含まれません。

「3 世代世帯」を構成している家族類型の区分（6 ページ参照）は以下のとおりです。

区 分 名	
A－親族のみの世帯	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 <sup>1)</sup>
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 <sup>1)</sup>
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 <sup>1)</sup>
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯 <sup>1)</sup>
B－非親族を含む世帯 <sup>1)</sup>	

1) 3 未満の世代数の世帯を除く。

### 母子世帯・父子世帯

#### (1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

#### (2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

#### (3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯をいい、世帯内の最も若い世代の親と子供により判定しています。例えば、離別の 45 歳の「世帯主」、未婚の 18 歳の「子」、未婚の 1 歳の「孫」のような世帯は、「子」と「孫」の関係を母子世帯としています。

## 65 歳以上世帯員の単独世帯・夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

(1) 65 歳以上世帯員の単独世帯

65 歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

(2) 夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいいます。

平成 27 年までは(1)を「高齢単身世帯」、(2)を「高齢夫婦世帯」と表記していました。高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和 55 年から集計していますが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっています。

区 分	調査年	内 容
高齢単身世帯	昭和 55 年及び 60 年	60 歳以上の人一人のみの世帯 60 歳以上の人一人と未婚の 18 歳未満の者のみから成る世帯
高齢夫婦世帯	昭和 55 年及び 60 年	夫又は妻のいずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組のみの世帯 いずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組と未婚の 18 歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の 18 歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが 60 歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）
	平成 2 年	夫又は妻のいずれかが 65 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

## 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区 分	内 容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建の住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに 1 戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
住居の種類 「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
主世帯	「間借り」以外の次の 5 区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住

	宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

※ 昭和25年～40年の調査では「公営の借家」、「都市再生機構・公営の借家」及び「民営借家」をまとめて「借家」として調査しました。45年及び50年では「公営の借家」及び「都市再生機構・公社の借家」をまとめて「公営・公団・公社の賃貸住宅アパート」として調査しました。

また、昭和55年～平成12年の調査で「公団・公社の借家」として調査していたものを、平成17年調査から「都市再生機構・公社の借家」に変更し調査しています。

## 持ち家率

住宅に住む一般世帯に占める持ち家（世帯数）の割合です。

$$\text{持ち家率 (\%)} = \frac{\text{持ち家に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100$$

## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
一戸建	1建物が1住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含まれます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれます。 ※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 人口移動集計

移動人口の男女・年齢等集計は、人口等基本集計に対応しており、人口の転出入状況や5年前の常住地の市区町村と現住地の市区町村との関係などを集計したものです。

## 5年前の常住地

世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいいます。

令和2年調査では、平成27年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、以下の区分などで表章しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、令和2年調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章しています。

区 分	内 容
常住者（現住地による人口）	調査時に当該地域に常住している者
現住所	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」の者
移動あり（移動人口）	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」以外の者
国内から	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の者の及び「他の区・市町村」の者
自市区町村内から	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の者及び21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」

		で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ市内の他区の者
	県内他市町村から	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ都道府県内の他市町村の者
	他県から	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と別の都道府県の者
	国外から	常住者のうち、5年前の常住地が「外国」の者
	5年前の常住市区町村「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所（市区町村）が不詳の者
	移動状況「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が不詳の者

注) 21 大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

(1) 転入者

5年前は当該地域以外に常住していたが、現在は当該地域に常住している者をいいます。  
例) ある県への転入者は、上記区分のうち「他県から」又は「国外から」に該当する者

(2) 転出者

5年前は当該地域に常住していたが、現在は当該地域以外に常住している者をいいます。

(3) 転入・転出超過数

転入者数から転出者数を差し引いた数をいいます。

(4) 転入・転出超過率

常住者（現住地による人口）に占める転入・転出超過数の割合をいいます。

### 3 不詳補完値の算出方法

総務省統計局では、令和2年国勢調査の集計に当たり、結果利用者の利便性向上を図るため、主な項目の集計結果（原数値）に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」を算出し、これを表章した統計表を参考表として提供しています。本書に記載する年齢別人口、配偶関係別人口、日本人・外国人別人口及び5年前の常住地は不詳補完値を用いており、5年前との比較においては、平成27年国勢調査を同様の方法で遡及集計した結果（不詳補完値）を用いています。

不詳補完結果（参考表）の詳細については、以下のURLを参照ください。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&lid=000001283576>

なお、補完前の集計結果（原数値）は山形県ホームページに掲載しています。

---

---

## 令和2年国勢調査 人口等基本集計報告書（山形県）について

本報告書は、県立図書館、県行政情報センター、各市町村などで閲覧できます。

また、山形県ホームページに掲載しています。 山形県 <https://www.pref.yamagata.jp/> ※

※ トップページ「統計情報・オープンデータ」内「人口・世帯」から「国勢調査」をご覧ください。

---


---

## 令和2年国勢調査結果の利用について

国勢調査の結果を利用するには、インターネットの利用又は報告書を閲覧する方法があります。

### 1 結果の利用のしかた

#### (1) インターネットを利用する方法

総務省統計局及び政府統計の総合窓口（e-Stat）  ホームページから利用できます。

総務省統計局 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>

#### (2) 報告書等を閲覧する方法

インターネット等による公表の後、主な結果を収録した報告書等は、県立図書館、県行政情報センター、各市町村などで閲覧できます。

### 2 ユーザーズガイド～結果の詳細な使いかた～

総務省統計局ホームページに掲載しています。

ユーザーズガイド <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/sankou.html>